

産業廃棄物処理施設維持管理記録

2025 年 7 月度

(対象期間 2025年7月1日 ～ 2025年7月31日)

バイオマス焼却設備(利根川事業所)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	2,490.2
廃プラスチック類	541.7
紙くず	4.1
木くず	9.6
廃油	0.0
合計	3,045.5

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2023年8月28日	8月16日～8月28日 焼却設備止転整備
2024年1月8日	12月27日～1月8日 焼却炉止転整備
2024年8月28日	8月16日～8月28日 焼却設備止転整備
2025年1月6日	12月27日～1月6日 焼却炉止転整備

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	3,127.8
廃プラスチック類	1,068.2
紙くず	6.9
木くず	18.9
廃油	
合計	4,221.7

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年8月15日	吸収塔の清掃
2025年1月4日	吸収塔
2025年4月30日	焼却炉内清掃
2025年5月1日～3日	焼却炉内清掃

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

バイオマス焼却設備(尼崎工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種 類	数 量(トン/月)
汚泥	1,802.3
廃プラスチック類	319.6
紙くず	
木くず	1.5
廃油	
合計	2,123.4

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年12月31日	
2025年1月4日	
2025年4月30日	
2025年5月3日	

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2025年5月16日、2025年5月16日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2025年6月16日、2025年6月5日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	<0.02 (m ² N/h)	39.5	大防法
ばいじん	<0.003 (g/m ³ N) ^{※1}	0.04	大防法
塩化水素	<1 (mg/m ³ N) ^{※1}	700	大防法
窒素酸化物	120 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250	大防法
ダイオキシン類	0.000053 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2024年9月11日、2025年7月2日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2024年10月17日、2025年7月14日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	<0.028 (m ² N/h)	4.6	大防法
ばいじん	0.001 (g/m ³ N) ^{※1}	0.04	大防法
塩化水素	<1 (mg/m ³ N) ^{※1}	200	条例
窒素酸化物	81 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	180	条例
ダイオキシン類	0.0079 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2025年6月3日、2025年6月3日
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2025年7月14日、2025年6月24日

(4)測定の結果

項 目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}	
硫黄酸化物	<0.02 (m ³ N/h)	1.76	大防法
ばいじん	0.003 (g/m ³ N) ^{※1}	0.08	大防法
塩化水素	2 (mg/m ³ N) ^{※1}	700	大防法
窒素酸化物	110 (cm ³ /m ³ N (ppm)) ^{※1}	250	大防法
ダイオキシン類	0.0085 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※1}	1	特措法

※1: 酸素12%換算値
※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法
※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量